

新たに3回、追加開催します。是非御利用ください！

女性活躍推進法への準備に向けた

事前予約制

個別相談会のご案内

～平成28年4月1日までの届出に向け、ご準備ください！～

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）」に基づき、常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主の皆様は、平成28年4月1日までに、次のステップ1～3を行っていただく必要があります（300人以下の事業主は努力義務）。

滋賀労働局雇用均等室では、事業主の皆様にお取り組みいただくに当たり、個別にご相談をお受けする相談会を、以下の日程により実施いたしますので、是非御活用いただきますよう御案内申し上げます。

なお、相談会は事前の予約制となっております。御手数ではございますが、以下の予約票に御記入いただき、当室あてお送りいただくか、お電話（077-523-1190）でお申込みください。日程につきましては、後日ご連絡申し上げます。

ステップ1 自社の女性の活躍状況を把握し、課題分析を行ってください。

次の女性の活躍状況（①～④）については必ず把握し、課題分析を行ってください。

①採用者に占める女性比率 ②勤続年数の男女差 ③労働時間の状況 ④管理職に占める女性比率

ステップ2 行動計画の策定、届出、社内周知、公表を行ってください。

ステップ1の結果を踏まえて、女性の活躍推進に向け次の①～④を行ってください。

①行動計画の策定（※） ②都道府県労働局への届出 ③労働者への周知 ④外部への公表

（※）①の行動計画には、次の（a）～（d）を盛り込んでください。
（a）計画期間 （b）数値目標 （c）取組内容 （d）取組の実施時期

ステップ3 自社の女性の活躍に関する情報を公表してください。

優秀な人材の確保と企業の競争力向上につなげるため、自社の女性の活躍に関する情報を公表してください。

■個別相談会日程■

平成28年		※時間は各日程とも ①10:00～、②13:00～、 ③15:00～ のいずれか (所要1時間程度) ※各回とも、定員に達し次第締め切らせていただきます。
2月 8日（月）	2月18日（木）	
2月26日（金）※追加		
3月 7日（月）※追加	3月11日（金）※追加	

■会場■ 滋賀労働局雇用均等室（大津市梅林1丁目3-10 滋賀ビル5階）※JR大津駅前

女性活躍推進法個別相談会 予約申込票

滋賀労働局雇用均等室（FAX:077-527-3277）行き

企業名	希望日時（第3希望までご記入ください）			
役職・氏名	1	月	日	: ~
電話番号※追ってご連絡いたしますので、必ずご記入ください。	2	月	日	: ~
	3	月	日	: ~
たずねたい疑問など（あれば、簡単にご記入下さい）				